

お 知 ら せ

令和4年3月24日
内閣官房

1. 北朝鮮は、本日（24日）14時33分頃、北朝鮮西岸付近から、1発の弾道ミサイルを東方向に発射した。現時点における分析では、発射された弾道ミサイルは、約71分飛翔し、15時44分頃、北海道渡島（おしま）半島の西方約150kmの日本海（我が国の排他的経済水域（EEZ）内）に落下したものと推定される。飛翔距離は約1,100km、また最高高度は6,000kmを超えると推定される。

今回の弾道ミサイルが2017年11月のICBM級弾道ミサイル「火星15」の発射時を大きく超える、約6,000km以上の高度で飛翔したことを踏まえれば、今回発射されたものは新型のICBM級弾道ミサイルであると考えられるが、詳細については引き続き分析中である。

また、付近を航行する航空機や船舶への情報提供を行ったところ、現時点において被害報告等の情報は確認されていない。

2. 出張中の総理には、本件について直ちに報告を行い、

- ① 情報収集・分析に全力を挙げ、国民に対して、迅速・的確な情報提供を行うこと
 - ② 航空機、船舶等の安全確認を徹底すること
 - ③ 不測の事態に備え、万全の態勢をとること
- の3点について指示があった。

3. また、政府においては、官邸危機管理センターに設置している「北朝鮮情勢に関する官邸対策室」において、関係省庁間で情報を集約するとともに、緊急参集チームを招集し、対応について協議を行った。さらに、国家安全保障会議を開催し、情報の集約及び対応について協議を行った。

4. 今回のような、事態を更に緊迫化させる弾道ミサイル発射を含め、一連の北朝鮮の行動は、我が国、地域及び国際社会の平和と安全を脅かすものであり、断じて容認できない。また、このような弾道ミサイル発射は、関連する安保理決議に違反するものであり、我が国としては、北朝鮮に対して厳重に抗議した。

5. 国民の生命・財産を守り抜くため、引き続き、情報の収集・分析及び警戒監視に全力を挙げ、今後追加して公表すべき情報を入手した場合には、速やかに発表することとした。